

福岡県公報

平成19年1月22日
第2632号

目次

告示(第150号-第157号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法	(河川課)	1
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法	(河川課)	2
○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法	(河川課)	2
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(緑化推進課)	3
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	3
○予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課)	4
○福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更	(漁政課)	4

公告

○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	7
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	9
○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	14
○一般競争入札の実施	(農政課)	15

正誤

○土地収用法に基づく裁決手続の決定(平成19年1月福岡県収用委員 会告示第9号)中正誤		18
--	--	----

告示

福岡県告示第150号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市紫4丁目1番1及び1番12
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区上呉服町1番10号
株式会社 新出光 代表取締役 出光 芳秀

福岡県告示第151号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県大牟田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 河川の名称
矢部川水系飯江川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
三池郡高田町大字舞鶴308番1地先から
三池郡高田町大字舞鶴311番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
名称 公園管理者 高田町
所在地 三池郡高田町大字濃施480番地
代表者 高田町長 前原 健治
- 5 管理の内容

(1) 公園の専用施設（都市公園法第2条第2項に規定する施設、その他のもっぱら公園機能を有する施設）の新設、改築、維持又は修繕

(2) 原則として公園専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

告示の日から公園の存続する日まで

福岡県告示第152号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県大牟田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 河川の名称

矢部川水系飯江川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

三池郡高田町大字竹飯2787番2地先から

三池郡高田町大字田尻1624番2地先まで

4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 公園管理者 高田町

所在地 三池郡高田町大字濃施480番地

代表者 高田町長 前原 健治

5 管理の内容

(1) 公園の専用施設（都市公園法第2条第2項に規定する施設、その他のもっぱら公園機能を有する施設）の新設、改築、維持又は修繕

(2) 原則として公園専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

告示の日から公園の存続する日まで

福岡県告示第153号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県大牟田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 河川の名称

二級河川隈川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

三池郡高田町大字黒崎開1443番地先から

三池郡高田町大字黒崎開1592番地先まで

4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 公園管理者 高田町

所在地 三池郡高田町大字濃施480番地

代表者 高田町長 前原 健治

5 管理の内容

(1) 公園の専用施設（都市公園法第2条第2項に規定する施設、その他のもっぱら公園機能を有する施設）の新設、改築、維持又は修繕

(2) 原則として公園専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

告示の日から公園の存続する日まで

福岡県告示第154号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第470号	山本康夫	八女郡星野村 5692	種穂 苗木	山本康夫	八女郡星野村 5692番地

福岡県告示第155号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
三池郡高田町濃施394	医療法人弘恵会 ヨコクラ病院	池園 友
豊前市大字四郎丸281	医療法人社団 祥和会大川病院	石田 開太
大川市大字中古賀724の1	今村医院	田尻 友子
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	安元 真希子
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	天野 恵介
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	平井 祐治
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	吉川 邦子
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	床嶋 賢弘
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	尼子 真生
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	赤須 玄

筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	増田 和久
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	深水 亜子
筑後市大字西牟田6359の3	医療法人清友会 植田病院	宮川 明美
筑後市大字西牟田6359の3	医療法人清友会 植田病院	安楽 武彦
嘉麻市上山田1237	筑前山田赤十字病院	小窪 啓之
嘉麻市上山田1237	筑前山田赤十字病院	手島 千鳥
嘉麻市上山田1237	筑前山田赤十字病院	落合 正行
田川郡福智町弁城3557番地	介護老人保健施設慈恵苑	中村 研一
田川郡福智町赤池521番地	医療法人 赤池協同医院	片江 祐二
田川郡福智町赤池521番地	医療法人 赤池協同医院	成田 竜一
田川郡福智町赤池521番地	医療法人 赤池協同医院	平澤 英幸
田川郡福智町赤池521番地	医療法人 赤池協同医院	田代 充生
田川郡福智町赤池521番地	医療法人 赤池協同医院	東雲 俊昭
田川郡福智町赤池521番地	医療法人 赤池協同医院	西 和紀
田川郡福智町弁城3552番地	田川慈恵病院	高瀬 和成
田川郡福智町弁城3552番地	田川慈恵病院	中村 研一
田川郡福智町弁城3552番地	田川慈恵病院	荒木 正之
田川郡福智町弁城3552番地	田川慈恵病院	後藤 寛敏
田川郡福智町弁城3552番地	田川慈恵病院	森 政孝
田川郡福智町上野3420番地	医療法人 上野病院	長井 啓介
田川郡福智町上野3420番地	医療法人 上野病院	山本 利幸
田川郡福智町上野3420番地	医療法人 上野病院	占部 宏美
田川郡福智町上野3420番地	医療法人 上野病院	清水 秀雄
田川郡福智町上野3420番地	医療法人 上野病院	金武 功
田川郡福智町伊方4451-2	医療法人壽仁会 方城中央クリニック	小野 保久
田川郡福智町伊方4451-2	医療法人壽仁会 方城中央クリニック	小野 いづみ

田川郡福智町赤池510番地131	介護老人保健施設 勝寿苑	西 和 紀
田川郡福智町伊方2611-1	特別養護老人ホーム 方信園	大 西 晃 生
田川郡福智町弁城4193番地28	特別養護老人ホーム 福智園	高 瀬 和 成
田川郡福智町弁城4193番地28	特別養護老人ホーム 福智園	荒 木 正 之
田川郡福智町上野3175番地3	特別養護老人ホーム 慶寿園	諫 山 義 之
田川郡福智町赤池970番地1	福智町立コスモス診療所	詫 摩 衆 三
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会 篠栗病院	飯 田 善 浩
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会 篠栗病院	梅 井 秀 和
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会 篠栗病院	渡 辺 豊 吉
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会 篠栗病院	堀 内 孝 彦
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会 篠栗病院	長 澤 浩 平
前原市前原中央2丁目9-35	奥小児科医院	荒 畑 祐 子

福岡県告示第156号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	花 田 雄 樹
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	森 龍 祐
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	野 口 幸 志
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	河 野 靖 生
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	植 田 聡
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	友 田 弘 道
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	二 又 泰 彦

筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	植 田 知 宏
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	和 田 至 弘

福岡県告示第157号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成18年12月27日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成18年1月福岡県告示第14号）の全部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、平成15年では6千5百人の漁業就業者が存在し、平成16年の漁業総生産量は9万4千トン（全国17位）、漁業総生産額は約340億円の漁獲実績をあげている。また、水産物加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域においては水産業は中核的な産業となっている。

このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくため、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県海域は、対馬暖流の影響を受ける外海性の筑前海、干満差が大きく河川の影響を受ける内湾性の有明海、干満差が大きく伊予灘や関門海峡から外海水の影響を受ける内海性の豊前海からなり、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先資源を主体として多くの成果を得たところであるが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国が定めた基本計画により決定された第1種海洋生物資源についての漁獲可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

また、資源が低位または悪化の傾向にある海洋生物資源については当該資源を回復させるために必要な措置を内容とする資源回復計画を作成し、国が定めた基本計画により決定された第2種海洋生物資源種の漁獲努力可能量の福岡県数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導または採捕の数量の公表等実行措置を講じるため、第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源に係る採捕実績及び資源回復計画の作成状況の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データ又は知見が必要である。

当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、福岡県水産海洋技術センターを中心とし、国又は関係県との連携のもと、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、資源の維持・存続を図り、今後とも安定的な漁業生産を継続するため、より一層資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの平成18年の知事管理量は次表のとおりである。

平成18年		
第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成18年1月～12月	5,000トン
まいわし	平成18年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成18年7月～平成19年6月	若干
するめいか	平成18年1月～12月	若干

第1種特定海洋生物資源ごとの平成19年の知事管理量は次表のとおりである。

平成19年		
第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成19年1月～12月	4,000トン
まいわし	平成19年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成19年7月～平成20年6月	若干
するめいか	平成19年1月～12月	若干

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源の平成18年及び平成19年の知事管理量のうち、採捕の種類別に定める数量は次表のとおりとする。なお、海域別及び期間別数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。

さらに、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととする。

平成18年		
第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量
まあじ	中型まき網漁業	5,000トン
	敷網漁業	若干
平成19年		
第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数量

まあじ	中型まき網漁業	4,000トン
	敷網漁業	若干

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として許可隻数は現状どおりとし、漁獲実績が4,000トン以下となるように努めるものとする。

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、必要に応じて協定制度等の普及・定着を図ることとする。

【まいわし】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は現状どおりとするともに、許可方針に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

混獲されるするめいかについては、漁獲量の把握を行い、その推移に注意を払うものとする。

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 平成18年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成18年9月1日から 平成19年1月31日まで	1,800

まこがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業）	周防灘	平成18年1月1日から 平成18年2月10日まで	2,130
-------	--------------------------------	-----	-----------------------------	-------

さわら流し網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第1条第5号に規定するさわら流し網漁業をいう。

- (2) 平成19年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成19年9月1日から 平成19年12月31日まで	1,440
まこがれい	小型機船底びき網漁業（うち手繰第2種漁業及び手繰第3種漁業）	周防灘	平成19年1月1日から 平成19年2月10日まで	2,130

さわら流し網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第1条第5号に規定するさわら流し網漁業をいう。

小型機船底びき網漁業とは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成8年農林水産省令第31号）第1条第2号に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

6 第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

- (1) 平成18年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域、期間及び数量は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	さし網漁業のうちさわら流しさし網漁業	豊前海	平成18年9月1日から 平成19年1月31日まで	1,800

まこがれい	小型機船底びき網漁業のうち 手繰第2種えびこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業	周防灘	平成18年1月1日から 平成18年2月10日まで	2,130
-------	---	-----	-----------------------------	-------

(2) 平成19年から始まる期間の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域、期間及び数量は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期 間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	さし網漁業のうち さわら流しさし網漁業	豊前海	平成19年9月1日から 平成19年12月31日まで	1,440
まこがれい	小型機船底びき網漁業のうち 手繰第2種えびこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業	周防灘	平成19年1月1日から 平成19年2月10日まで	2,130

7 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関して実施すべき施策に関する事項

【さわら】

豊前海のさわら資源の回復を図るために、国が作成した「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」の着実な実施を本県として推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等により操業することとする。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

【まこがれい】

豊前海のまこがれい資源の回復を図るために、国が作成した「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、ヒラメ、クルマエビ、ジャコ、ガザミ）資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。

知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

総務事務センター庶務会計（給与支給・手当・旅費・調達・財務会計）業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を

- 契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報

- 告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成19年2月23日（金）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称

総務事務センター庶務会計（給与支給・手当・旅費・調達・財務会計）業務

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成22年5月31日まで

（※業務履行期間は平成19年4月1日から平成22年5月31日まで）

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）。

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 次の等級に格付けされている者。

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
13	09	人材派遣	AA
13	11	その他	AA

イ 納入しようとする総務事務センター庶務会計（給与支給・手当・旅費・調達・財務会計）業務について提案書を提出し、提案書評価委員会において、一定の評価を受けた者

ウ 本調達への共同参加を行っていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

オ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13

管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 全体

- (ア) 共同参加者は三者以内とすること。
- (イ) 共同参加の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

イ 各共同参加者

- (ア) (1)のすべての要件を満たしていること。
- (イ) 本調達への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。
- (ウ) 受託する場合は、共同する全参加者が契約の当事者となること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター総務企画班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3145 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成19年1月22日(月)から平成19年2月7日(水)までの県の休日を除く毎日
午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札提案説明会の日時及び場所

(1) 日時

平成19年1月26日(金)午前10時00分から

(2) 場所

福岡県庁行政棟地下1階4号会議室

(3) その他

出席者は、1者につき3名までとする。

10 総合評価のための提案書の提出

(1) 期限

平成19年2月13日(火)午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成19年3月5日(月)午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

12 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成19年3月6日(火)午前11時00分

(2) 場所

福岡県庁行政棟地下1階5号会議室

(3) 開札に立ち会うことが認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

13 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第

3項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

14 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

※見積金額とは、入札金額に100分の5を加算した金額をいう。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に本県若しくは、本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）との同種・同規模の契約の履行証明等（2件以上）を提出する場合

15 入札保証金の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年3月5日（月）午後5時00分

16 契約条項を示す場所

5の部局とする。

17 落札者の決定方法

(1) 福岡県財務規則第152条の規定により作成された予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を満たしているものでなければならない。

(2) 提案内容の評価方法

総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件に沿った内容であるかを判定し、各項目の評価に応じ、500点の範囲内で得点（以下、「技術点」という。）を与える。

ア 評価基準については、別記「提案書評価基準」のとおりとする。

イ 技術点の評価は、本委託業務への重要性及び必要性に照らし、評価区分を「最

重要」「重要」「普通」に分け、評価ランクによりA～Dの評価を行い、技術点を与える。

<加点表>

評価ランク		評価区分		
		最重要	重要	普通
A	非常に優れている	50	30	10
B	やや優れている	30	18	6
C	標準的である	10	6	2
D	劣っている	0	0	0

(3) 入札価格の評価方法

入札価格については250点の範囲内で得点を与える。以下の式により換算し、入札価格に対する得点（以下、「価格点」という。）を与えることとする。

$$\text{価格点 (P)} = 250 \times \{1.0 - (\text{入札価格} \times 1.05) / \text{予定価格}\}$$

(4) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア 評価に当たっては、750点の範囲内で配点を行い、17の(2)及び(3)で算出された技術点及び価格点の合格点数が最も高い者を落札者とする。

イ 審査結果の通知及び通知方法

通知期限：平成19年3月19日（月）

通知方法：すべての入札書提出者の得点を一覧表にし、すべての入札書提出者に書面により通知する。

ウ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 提案・評価項目表に記載されていない提案内容は評価の対象としない。

オ 落札者となるべき者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、その者を落札者としなことがあ

- 18 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- ア 金額の記載がない入札
 - イ 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - ウ 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
 - エ 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - オ 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
 - カ 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は、14に規定する金額に達しない入札
 - キ 金額の重複記載、誤字若しくは脱字があって、必要事項を確認できない入札
 - ク 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 19 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。
ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 過去2年の間に本県若しくは、本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）との同種・同規模の契約の履行証明等（2件以上）を提出する場合
- 20 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはいけない。
 - (5) その他、詳細は入札説明書による。
 - (6) 本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものである。
- 21 Summary
- (1) Nature of the service(s) to be required:
administration support of the General Affairs Center
 - (2) Period of Contract:
From the date the contract is effective through 31 May, 2010
 - (3) Date of time limit for proposal:
5:00 PM 13 Februry, 2007
 - (4) Date of time limit for tenders:
5:00 PM 5 March, 2007
 - (5) Contact point for the Notice:
General Affairs Center,
General Affairs Department,
Fukuoka Prefectural Government,
7-7, Higashikoen,
Hakata-ku, Fukuoka City,
812-8577 JAPAN.
Phone: (092)643-3145

別記 提案書評価基準

大項目	小項目	評価内容	評価区分
1 本件委託業務に対する提案者の理解	(1) 庶務会計業務の電子化・集中化・アウトソーシングについての考え方	庶務会計センター基本計画を理解しているか。また、電子化、集中化を経てアウトソーシングに至る過程、意義について理解しているか。	最重要
	(1) 事前準備作業での課題・問題点	事前準備作業での課題・問題点が、その理由を含めて具体的に示され、その内容が円滑な業務運営に寄与するものであるか。	最重要
	(2) 業務問い合わせ対応	本件委託業務における問い合わせ対応業務での作業内容・対応方法の提案が、具体的に示され、かつ、妥当なものであるか。	重要
	(3) 業務処理方法	本件委託業務処理での作業内容・対応方法の提案が、具体的に示され、かつ、妥当なものであるか。	最重要
	(4) サービス水準	業務処理レベルの確保に向けた作業内容・対応方法について、具体的に示され、かつ、妥当なものであるか。	重要
2 本件委託業務に対する提案者の考え方	(5) 事務改善提案の手法	本件委託業務の事務改善について、事務の効率化により県職員ベースで算定している事務量をどの程度減らすことができるか、提案者が考える事務量削減内容・対応方法についての提案が、具体的に示され、かつ、妥当なものであるか。	重要
	(6) リスクマネジメント	本件委託業務におけるリスクマネジメントでの作業内容・対応方法の提案が、具体的に示され、かつ、妥当なものであるか。	重要
3 要員及び業務実施体制に関する提案者の考え方	(1) 人員の供給	提案したスケジュールにおいて、業務を円滑に遂行するための適切な要員配置が具体的に示されているか。	重要
	(2) 業者側での教育、研修	業者側内部での教育、研修の内容、方法について具体的に示されており、その内容が円滑な業務運営に寄与するものであるか。	重要
	(3) 業務実施体制	委託業務の実施体制について、その理由を含めて具体的に示され、その内容が県にとって有益なものであるか。	最重要
4 その他	(1) セキュリティの確保	セキュリティ確保の考え方と実現方法が具体的に示され、本件委託業務を遂行する上で妥当なものであるか。	重要
	(2) 業務の円滑な引継	本件委託業務の次の受託業者への業務引継を効率的、効果的に実現するための考え方や手法が具体的に示され、かつ妥当なものであるか。	重要
	(3) 庶務会計業務での実績	自治体又は民間企業での給与、手当、旅費、調達、財務会計業務の実績について、実施期間・実施業務内容・規模等が具体的に示され、本件業務委託を遂行する上で有益なものであるか。	重要
5 本件委託業務実施に対する留意点・追加提案等		本件委託業務実施の上で、有効・有益な注意事項や追加提案が具体的に記述され、本件委託業務を遂行する上で有益なものがあるか。	普通

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県農業総合試験場電力供給

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

- シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成19年2月23日（金）までとする。
- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。
- (2) 当該期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、平成19年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札

に付します。

平成19年1月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 名称

福岡県農業総合試験場電力供給

(2) 特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(4) 供給場所

福岡県農業総合試験場
筑紫野市大字吉木587番地

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月1日福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年3月7日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（その他）で、「AA」の等級に格付けされている者
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県農業総合試験場管理部会計課

〒818-8549 筑紫野市大字吉木587番地

電話番号 092-924-2898

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成19年1月22日（月）から同年3月7日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、文書により、次の受付場所へ持参し、又は郵送により行うものとする。また、質問に対する回答は、回答書を作成し、閲覧により行うものとする。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期限

平成19年2月9日（金）午後5時00分まで

(3) 閲覧場所

福岡県農業総合試験場管理部会計課

(4) 閲覧期間

平成19年2月19日（月）から同年3月7日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年3月7日（水）午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期間内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県農業総合試験場1階会議室

筑紫野市大字吉木587番地

(2) 日時

平成19年3月9日（金）午前10時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において、落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第

3項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合において、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to use in Fukuoka Agricultural Research Center.

(2) Delivery period : From 1 April, 2007 through 31 March, 2008.

(3) Delivery place : Fukuoka Agricultural Research Center.

(4) Time limit for Tender : 5:00 PM, 7 March, 2007.

(5) Contact point where Documents for tendering a bid are available :

Accounting Division, Department of General Administration, Fukuoka
Agricultural Research Center, 587 Yoshiki, Chikushino City, 818-8549,

Fukuoka, Japan.
Tel : 092-924-2898

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・1・10	2627	収用委 員会	9	8		○	後ろか ら9		○ 河口	● 川口